

- 1 監査区分 令和7年度財政援助団体等監査
- 2 監査対象機関 一般社団法人 浦添市身体障がい者福祉協会
- 3 対象事務 指定管理者管理委託料に係る事務
- 4 監査実施年月日 令和7年12月3日
- 5 監査結果報告書の日付 令和7年12月23日

是正事項	措置結果
(1) 施設利用について	
ア 施設利用料金の算定を誤り、過大に徴収しているもの	令和8年1月21日 令和7年3月1日より正しい金額での徴収をしている。
注意事項	措置結果
(1) 施設利用について	
ア 利用許可申請書について、条例施行規則に定められた様式と相違する様式を用いているもの	令和8年1月21日 規則に定めた様式を使用する。
イ 施設利用料金の徴収時期が条例の規定と相違しているもの	令和8年1月21日 条例の規定で運用を行う場合に不都合が出てくる恐れがあるため、実情にあった運用を実施している状態。そのため、実情に合わせた条例改正も検討する必要となってくるため、市役所と今後協議を行っていくこととなった。
ウ 予算管理の帳簿に記載された金額が料金徴収の根拠資料に記載された金額と相違しているもの	令和8年1月21日 帳簿や料金徴収の資料への料金記載について誤りがないようチェック体制の強化も含めて検討する。
(2) 支出の計上科目について	
ア 同一の経費にかかる支出計上科目が統一されていないもの	令和8年1月21日 同一の経費に掛かる支出計上科目については、相違がないようにする。
イ 職員給与として支払うべき経費を業務委託料に計上しているもの	令和8年1月21日 計上科目の誤りについては、直近の実績報告より修正し計上する。
(3) 決算書について	
ア 資金収支決算書の法定福利費の金額に誤りがあるもの	令和8年1月21日 誤りがないよう、社会保険料の帳票作成や会計入力作業において適切に行えるように努め

	るとともに、チェック体制の強化も併せて検討する。
(4) 支出について	
ア 住民税について、その職員の給与を支出する事業とは相違する事業から預り金として支出しているもの	令和8年1月21日 適切な会計処理に努める。
イ 支払いの根拠となる請求書等の添付がないもの	令和8年1月21日 今後は請求書等に基づき、支払いを行う。
ウ 謝礼金の支払いについて、所得税が源泉徴収されていないもの	令和8年1月21日 適切な会計処理に努める。
エ 委任状がないにもかかわらず、複数の相手方に対する謝礼金の支払いを代表者に一括して支払っているもの	令和8年1月21日 適切な対応ではないため、今後は委任状の提出を依頼する、又は、個々人へ支払いを行う。
オ 他事業の業務分にかかる時間外手当を当該事業分より支出しているもの	令和8年1月21日 適切な会計処理に努める。
(5) 備品管理について	
ア 備品管理における登録または抹消等の手続きが適切に行われていないもの	令和8年1月21日 備品台帳を再度確認しながら、抹消手続き等が必要な物については市役所と協議をし、適切な処理が出来るように進めている。
イ 基本協定書において区分されている管理備品の種別について適切に分類されていないもの	令和8年1月21日 備品種別については、市役所とも再度リストを確認しながら、適切に区別できるように進めていく。

- 1 監査区分 令和7年度財政援助団体等監査
- 2 監査対象機関 障がい福祉課
- 3 対象事務 指定管理者管理委託料に係る事務
- 4 監査実施年月日 令和7年12月3日
- 5 監査結果報告書の日付 令和7年12月23日

注意事項	措置結果
(1) 基本協定書等について	
ア 「指定管理者制度運用の指針」等では、モニタリングに関することは募集要項、協定書等に具体的に規定するとされているが、その記載がないもの	令和8年1月19日 次回の指定管理者の募集事項や協定書の作成・締結時には、指針に則り、モニタリングに関することを盛り込む。
イ 「指定管理者制度運用の指針」で示された基本協定の内容のうち、「施設の運用方針及び業績目標の設定に関する事項」の記載がないもの	令和8年1月19日 次回の基本協定の作成・締結時には、指針に則り、施設の運用方針及び業績目標の設定に関する事項についても盛り込む。
(2) モニタリングについて	
ア 「指定管理者制度導入施設のモニタリング・評価マニュアル」では、「施設所管課は、市の総合評価の結果をホームページで公表する。」とされているが、公表していないもの	令和8年1月19日 直近で行った令和6年度年間モニタリングの結果よりホームページで公表する。
(3) 備品管理について	
ア 基本協定書では、管理備品の種別が定められているが、備品台帳にその記載がなく、管理が適切に行われていないもの	令和8年1月19日 備品については、指定管理者と再度リストを確認しながら適切な種別での管理が出来るように進めていく。

- 1 監査区分 令和7年度財政援助団体等監査
- 2 監査対象機関 浦添市かりゆしセンター理事会
- 3 対象事務 指定管理者管理委託料に係る事務
- 4 監査実施年月日 令和7年12月3日
- 5 監査結果報告書の日付 令和7年12月23日

是正事項	措置結果
(1) 備品管理について	
ア 備品購入において、市及びかりゆしセンター理事会との協議がないもの、また不適当な支払方法で支出しているもの	令和8年1月21日 今後は基本協定書及び浦添市かりゆしセンター会計処理要領に基づいて物品購入手続きを進めるよう、職員間で改めて取り扱いを確認しました。 また、適切な支払方法や事務処理等についても、理事会及びセンター事業部内で情報を確認・共有します
(2) 決算書について	
ア 「浦添市かりゆしセンター会計処理要領」に定める予算の移し替え・流用を行っていないため、予算科目の配当予算額を超えて執行しているもの	令和8年1月21日 令和7年度からは、配当された額の範囲内で予算を執行しています。予算が不足した際は、適宜、別科目からの移し替え・流用を行っています。
注意事項	措置結果
(1) 施設利用について	
ア 利用届出書の利用料金と日計表が相違しているもの	令和8年1月21日 転記時に人的ミスが生じないように、日計表を電子化しました。
イ 施設利用料金の算定に誤りがあるもの	令和8年1月21日 算定時に人的ミスが生じないように、様式を電子化し、自動で利用料金が計算されるように変更しました。
ウ 日計表には利用料金の記載はあるが、利用届出書のないもの	令和8年1月21日 日計表と利用届出書の照合が行いやすいよう、日計表に利用日の記載を行うよう取り扱いを変更しました。また、記載ミスが減らすために様式を電子化しました。
エ 日計表の利用人数と利用料金合計が合わないもの	令和8年1月21日 人的ミスが発生しにくいよう、様式を電子化

	しました。
(2) 団体登録（サークル）について	
ア 団体登録（サークル）の登録基準を満たしていない団体の登録を認めてるもの	令和8年1月21日 職員間で団体登録の登録基準について確認・周知を行いました。また、決裁時の確認体制を整えるため現在調整を進めています。
(3) 出納について	
ア 領収書と支出伝票の金額が相違しているもの	令和8年1月21日 今後は帳簿と支出伝票の累計額、小口現金の出納帳を照合・管理することで人的ミスを防ぎます。また、決裁時の確認体制を整えるため現在調整を進めています。
(4) 職員給与について	
ア 雇用保険料率を誤って算出しているもの	令和8年1月21日 法改正にも対応している給与計算ソフト「KING OF TIME」の導入を検討しています。
(5) 備品管理について	
ア 登録すべき物品の備品登録が漏れているもの、及び記載誤りがあるもの	令和8年1月21日 いったん棚卸方式により備品登録の確認を行い、漏れがあった分は台帳への追加等を行います。また、今後の新規備品の購入に伴う備品台帳の更新等について、登録漏れがないか毎月確認を行います。
イ 物品購入について、「浦添市かりゆしセンター会計処理要領」に基づいていないもの	令和8年1月21日 理事会及びセンター事業部の職員間で、「浦添市かりゆしセンター会計処理要領」の内容について確認・周知を行いました。今後は会計処理要領に基づいた手続きを行います。
(6) 事業計画について	
ア 浦添市かりゆしセンターの設置及び管理に関する条例で定める利用対象者は市内に住所を有する中高年齢者となっているが、事業計画書の多くの事業内容が8自治会を対象とする内容となっているもの	令和8年1月21日 令和7年度の事業計画書からは、浦添市民全体を対象とした内容に変更しています。
(7) 決算書について	
ア 決算書の勘定科目と支出された科目が相違しているもの	令和8年1月21日 令和7年度分の決算からは、勘定科目を確認した上で支出科目を選択しています。また、

	<p>決裁時の確認体制についても調整を進めています。</p>
<p>(8) 条例・規則等の遵守について</p>	
<p>ア 利用許可の申請について、条例施行規則とは異なる内規で定めた様式を使用しているもの</p>	<p>令和8年1月21日 同様の様式を使用している施設に記入方法や受付時の流れ等を確認したところ、条例施行規則で定めた様式で対応可能と判断しました。よって、今後は条例施行規則で定めた様式を使用します。</p>
<p>イ 管理施設の修繕について、基本協定書に定めのある費用負担の協議がないもの</p>	<p>令和8年1月21日 今後は、基準額を超える修繕については、理事会に諮った上で市と協議を行い、費用負担を決定します。</p>

- 1 監査区分 令和7年度財政援助団体等監査
- 2 監査対象機関 いきいき高齢支援課
- 3 対象事務 指定管理者管理委託料に係る事務
- 4 監査実施年月日 令和7年12月3日
- 5 監査結果報告書の日付 令和7年12月23日

是正事項	措置結果
(1) かりゆしセンターの決算書について流用等の手続がされず、予算科目の予算額を超えて執行している。執行管理が適切でなく、結果的に赤字決算となっている。市の方針として選定を非公募とし地域8自治会が指定管理者となっている経緯から、市の求める会計事務処理等に係る指導助言が必要であるが十分されていないもの	令和8年1月16日 令和7年度予算からは予算管理について指定管理者へ指導助言等を行っています。具体的には、予算の流用等が把握できる形に決算書を変更するほか、毎月の支出について予算の範囲内に収めるよう指示しています。
注意事項	措置結果
(1) 議決機関としての理事会の機能について	
ア 浦添市かりゆしセンター理事会は議決機関として予算・決算等、審議事項が多岐に渡るため、現状ではチェック機能が十分でない。指定管理者選定の経緯から理事会運営に対し市の積極的な指導助言が必要であるが、実施されていないもの	令和8年1月16日 令和8年1月30日開催予定の理事会に市の職員も参加し、今回の監査結果をもとに理事会運営について見直しの依頼を行う予定で調整をしているところです。今後も定期的に理事会へ参加する等して、理事会運営に対して指導助言を行ってまいります。
(2) 例規等について	
ア 利用許可の申請について、規則で定めた様式を使用せず、かりゆしセンターで定める細則の様式を使用しているもの	令和8年1月16日 指定管理者と調整を行った結果、今後は規則で定めた様式を使用することになりました。しばらく規則で定めた様式を使用し、もし問題が生じた場合は改めて調整の上、例規改正等についても検討します。